

成年後見実践の現状と課題

－ 自立に向けた障害者の支援を通して－

かな い なお こ
金 井 直 子

〈要 旨〉

自宅で家族と暮らす障害のある人のいわゆる「親なき後」の問題が大きな課題となっている。本報告では事例を通して、社会福祉士が行っている親族との複数の成年後見人等活動が、被後見人の将来にわたる支援者としての役割を担っていくことができることやまたこれらは特に高齢である親族の負担を軽くすることができることが明らかになった。そしてこれらのことは、複数の成年後見人等としての活動だけではなく、第三者後見人等及び任意後見人が活動していく際にも共通することである。今後、社会福祉士後見人には、相談援助技術をベースに本人や親族の様々な問題について助言や解決をするだけでなく、地域での暮らしを継続するための社会開発等も求められている。

〈キーワード〉

成年後見制度、社会福祉士、親、複数の成年後見人等、意思決定支援

I. はじめに

自宅で家族と暮らす障害のある人のいわゆる「親なき後」の問題が大きな課題となっている。しかし、それらに備えて事前に成年後見制度を利用する事例は少ない。本報告では、現在、その利用が必要であるということだけではなく、将来のために、また早めに第三者後見人等¹⁾を立てることが必要であるという視点²⁾のもとで、親族との関係を踏まえながら、本人の意思決定支援を行っていく親族との複数の成年後見人等³⁾の事例を通して、本人⁴⁾の将来にわたる支援のために今、なすべきことについて考えていく。

Ⅱ. 研究視点および方法

本報告では、A県社会福祉士会成年後見・権利擁護事業部ぱあとなあ⁵⁾に所属し、親との複数の成年後見人等を受任している協力が得られた会員へのインタビュー及び筆者自身が受任している事例をもとに研究を行った。そしてそれらをもとに、本人の将来にわたる支援のために、社会福祉士である成年後見人(以下「社会福祉士後見人」という)がどのような姿勢で、どのようなことに配慮しながら、またどのような方法で本人や親とかかわっているのかについて記述し、説明する。

Ⅲ. 倫理的配慮

「日本社会福祉学会研究倫理指針」に沿って、研究における知的誠実と倫理を遵守する。具体的に、まず、引用にあたっては、他説の引用を厳格にし、出典について例示する。また、調査に協力していただいた社会福祉士については、匿名性を確認するとともに、研究の対象者のプライバシーの保護及びデータは研究以外には使用しないことと研究成果の公表について説明し、同意を得た。

Ⅳ. 複数成年後見とは

1. 複数の成年後見人等の選任について

複数の成年後見人等の選任については、①複数の親族が成年後見人等となる場合、②親族と専門職との複数人が成年後見人等となる場合、③専門職同士が成年後見人等となる場合がある。しかし東京都社会福祉士会がぱあとなあ会員を対象に行ったアンケート調査⁶⁾からは類型化できない親族との複数後見として、報酬付与の申立てをしにくい(親族は無報酬であることや、親なき後に対応するための事案では、当面は親が後見事務を行っており、社会福祉士は事務的なサポート程度の業務しか行っていない等)ことが明らかされた。また、家庭裁判所が役割分担を明確にしてくれればよいが、そうでない場合には複数の成年後見人等の相互の権限関係がどのようになるかの問題もあることなどから、実務上は、あまり例は多くはない⁷⁾といわれている。また、成年後見人等として誰を選任するかは、家庭裁判所の職権であるため、あらかじめ複数の成年後見人等を希望する際には、選任する必要性や各権限の分掌に基づき権限付与する必要があることの申立てを行うことで職権発動を促す必要がある。またそれ以外の場合には、家庭裁判所が複数の成年後見人等を選任する特段の事情がある場合に選任されることになる。

2. 複数の成年後見人等の必要性について

松隈⁸⁾は、複数の成年後見人等の必要性について、管理する財産が多種・多額にわたる場合や、財産管理と身上監護を一人で担うには負担が大きい場合などに、それぞれの専門職による分担や親族と専門職による分担が効果的であるという理由や、成年後見人等の職務遂行ができなくなった場合に後見業務の継続性を図りうるなどの理由から、複数の成年後見人等が求められることがあるとしている。また、成年後見人等として誰を選任するかは、家庭裁判所の職権に委ねられている。それゆえ、複数の成年後見人等を選任して各後見人等の権限分掌を定めることを希望する場合には、家庭裁判所に後見開始の審判申立てを行う際に、①複数の成年後見人等を選任する必要があること、②成年後見人等間での各権限を種類ごとに定めた分掌に基づき権限付与する必要があることを記載した職権発動を促す申立てを行うことで、家庭裁判所の職権発動を促す必要がある(複数の保佐人や補助人も同様)かつては複数の後見人等を選任すると後見人等間の意見対立から後見事務の滞りが危惧されていたが、2000(平成12)年4月施行された『改正民法』⁹⁾における新しい成年後見制度では、成年後見人等を複数選任できるとするともに、権限行使の方法に関する規定が整備された。また、複数の成年後見人等が選任されている場合には、仮に事務の分掌がなされたとしても、①預金の引き出しや支払いについては財産管理担当の成年後見人等のみが行うのか、両方できることとするのか、②家庭裁判所に対する後見事務の報告や連絡はどちらが行うのかなど、成年後見人等の間できちんと取り決めを行うとともに、密に連絡を取り合うことが重要であるといわれている。

V. 研究成果

本研究では、社会福祉士が行っている親との複数の成年後見人等活動を通して、自立に向けた障害者支援のかかわりのあり方を明らかにすることが目的である。そのため、親との複数の成年後見人等の活動を行っている筆者自身の事例と協力が得られたA県社会福祉士会成年後見・権利擁護事業部ばあとなあ会員であるBさんの事例をもとに分析をしていく。(事例は一部再構成した)

1. 社会福祉士が親との複数の成年後見人等を担っている事例

(1) Aケース概要

①母子世帯(母80歳代)

本人(被後見人)は二男と三男の二人であり、この二人に対して母親と筆者が複数の成年後見人等を受任している。

二男(40歳代)知的障害A1, と三男(30歳代)知的障害A1

二男は障害者支援施設に入所、三男は母親と自宅で暮らし、生活介護サービスを利用、また短期入所も利用している。

②申立ての経緯

母親が後見人を受任していたが、日頃の財産管理や家庭裁判所への財産事務等の定期報告が、家庭裁判所からの再三の指導があったが提出することができなかったことや母親には持病があり、高齢であるという理由で、家庭裁判所の職権により、複数の成年後見人等として筆者が選任された。

③複数の成年後見人等としての具体的な活動

家庭裁判所からは、本人の財産管理を中心に行ってもらうことになるが、将来的には身上監護についても行うことになるということであった。複数の成年後見人等を受任した当初は(母親はこれから連携していくであろう、複数の成年後見人等が選任される前に一度会いたかったという気持ちが強かったため)、社会福祉士資格についての理解、そして初対面である私自身にどこまで話をし、連携をとっていったらよいのか、理解をシェアするために時間を要した。そのため受任後に行う「後見事務報告書」や「財産目録」などに必要な通帳などの引き渡しにも時間がかかってしまった。そのような状況のなかで、もう一方の複数の成年後見人等である母親の考えや意向、そしてまた母親としての立場からの思いを受け止めていくことが、本人を理解し将来にわたり支援していくためには、欠かせないという考えのもとで、支援をしてきた。2年間経過した現在、母親は身上監護を行うなかで、判断に迷うことや費用が発生することなど自分なりに問題を整理したなかで、筆者に連絡・相談・報告を行ってくれる。そのようななかで、複数の成年後見人等としての事務分掌の役割分担についてもおのずとできあがり、信頼関係も構築されたように思う。また、2か月に1回、二男が入所している施設及び三男が生活している自宅に訪問し、それぞれ本人と会い(重度の自閉症ということもあり、コミュニケーションが難しい状況)、暮らしの様子を把握している。また、二男が生活している施設において、母親が疑問に思うことなどについて、施設と母親の橋渡し役を担うなどしながら問題解決に努めている。

④複数の成年後見人等としての活動を通して

本人と、双方向のコミュニケーションをとることは現段階では難しいため、本人達のことを一番に理解している母親から、生き立ちのこと、病気のこと、好きなものや嫌いなもの、現在の状況等について聞くことが重要であると思っている。そしてそれらの情報をもとに本人達が生きてきた背景や心情を少しでも理解し、それらをもとに声かけしたり、表情を観察したりしながら、今の様子を理解することに大切にしている。そしてこれらを積み重ねていくことが、親なきあとの成年後見人等としての活動を支えるものになると思っている。しかし一方では、もう一人の複数の成年後見人等でもある母親への対応(度重なる入院の面会や様々な相談そして入院費の支払い等)も求められているが、これらは本人達の生活を支えていくためには欠かせないことであると考えている。

⑤複数の成年後見人等としての活動を行うにあたり大切にしていること

本人の意思決定支援をしていきたい。またそのためにも母親との信頼関係を構築しながら、そしてまた本人をとりまくサービス提供事業者などの関係者と連携をはかりながら、本人にとっての最善の利益を目指して活動していきたいと考えている。

(2) Bケース概要

①父子世帯(父70歳代)

本人(被保佐人)40歳代、知的障害B1(以下「本人」という)、父親と二人で自宅で暮らし就労継続支援施設を利用している。

②申立ての経緯

父親が入院したことを契機に自分が亡くなった後のことを心配するようになり、通所先の施設からBさんを紹介され、一年間にわたって父親の不安に寄り添うなかで(わが子の記録ノートを作成したりしながら)どのような形で支援していくのか協議してきた。その経過のなかで、現段階では父親は本人を十分みていけるということと、今の生活状況を変えないなかでの支援という方向性が定まった。そして、家庭裁判所に成年後見等開始の審判の申立てを行う際に、複数の保佐人を申請した。

③複数の成年後見人等としての活動

上記の申立ての経緯のなかで、おのずと複数の保佐人の各々の役割が決まっていた。現在、ほとんどのことは一方の複数の保佐人である父親がやってくれている。自分としては、面接を通じた本人の状況把握と財産管理及び家庭裁判所に提出する財産報告の役割を担っている。そのため本人には、事務所に1か月に1回来所してもらい、面接を行うとともに出納帳をつけてもらい(レシートをもとにつけるなかで日常生活の振り返りをするにつながらる)、そこでお金使い方の状況やそれに伴う生活の様子を把握している(父親との家計を分離する意味でも、年金から決まった金額を本人にはおこずかいとして渡している)本人の思いは、父親とは離れたくない、施設入所はしたくないことである。父親は今後、自分が亡くなった後は、グループホームの利用をさせたいと思っている。代理権のなかで、父親にはサービス利用際の契約や認定調査の立会い等やってもらっている。

④複数の成年後見人等としての活動を通して

本人にとっては、相談の相手が増えること。また、もう一人の複数の保佐人にとっては相談をしながら進めることができるので責任が軽くなることにつながると思う。そしてこれを通して、親と本人のゆるやかな親離れにもつながってくると思っている。しかし一方では、独立型社会福祉事務所として、本人だけではなく父親も含めた二人の相談機関となっている状態で、業務上の負担となっているところも否めない。

⑤複数の成年後見人等としての活動を行うにあたり大切にしていること

本人の意向を重視し、また独立型社会福祉士である職業人として信頼関係を構築することである。そしてそれを通して、個人としての事業所をどのように築いていくのかということも常に考えている。

2. 事例の分析

2つの事例を分析する中で、社会福祉士後見人はファミリーソーシャルワークと意思決定支援に着目しながら、以下のように親との複数後見を行っているといえる。

(1) 障害者の自立と継続的支援

社会福祉士後見人は、本人の心身の状態や地域での生活・施設での生活の状況に十分に配慮しながら、生活の質の維持や向上を目指し、親族後見人との協同による身上監護を行っている。またそれらの関係性のもとで、財産管理についても、意向・希望をできるだけ把握しながら、積極的に活動していこうとしている。

(2) 親との連携による第三者後見人等選任の意義

社会福祉士後見人は、本人の最善の利益を追究するために、親族の成年後見人等と敵対するのではなく、お互いがパートナーとなり、様々な情報交換や協議等を通じた連携を行っているといえる。そしてそれらが親達の「自分の病気や死亡にかかわらず、本人の将来を保障していきたい」という切なる願いを可能とすることにつながると考える。

(3) 将来に渡る支援の整備

判断能力が不十分である本人の生活状況の把握は、事後的な第三者後見人等の選任の事例では、親からの情報を十分に把握することを通じた本人理解やその関係性を十分にとることが難しい状況があるのではないだろうか。そしてそれ故に、今まで述べてきたようなその人らしい生活の継続性のあり方や将来にわたる支援を継続するための判断やその対応方法を模索していくのに時間を要するのではないだろうか。しかし、親との複数の成年後見人等活動においては、これらの問題に時間を要することなく、本人と親の意思確認や意思決定支援を進めていくことが可能となり、将来に渡る支援の展望が得られやすいといえる。

VI. 考察

超高齢少子社会は、誰にとっても他人ごとではなく、一人の人が地域で生きていくためには介護等の生活支援だけではなく、生活や療養看護および財産管理等の支援が必要となる。そして高齢者や障害者も自らが、年金等を最大限に活用した生活を考え実現していくことを希望している。これらの背景のもとで成年後見制度は、複数の成年後見人等を選任することが可能となり、さまざまな組み合わせによる複数の成年後見人等のもとで、複雑な事案にも対応することができるようになったといえる。そのようななか、複数の成年後見人等は、本人との接触による様々な情報の他、一方の成年後見人等である親から多くの情報が得られ、例えば、本人の誕生そして成長過程、子育ての様子、様々な社会資源の活用などを得て、現在の本人を深く理解することが可能となる。そしてこれらをもとに、①成年後見人等と本人及び親である複数の成年後見人等と

の信頼関係を構築することにつながる。②家庭裁判所からの細かい事務分掌の指示がないなかでは、親である複数の成年後見人等との話し合いをもとにそれぞれの役割を決めながら、連携・協力・分担をすることが可能になる。③本人の希望、親の希望をもとに本人の将来にわたる支援のあり方についても話し合い、検討を進めていくことができる。④また、それらを具体化していくための長期計画についても一緒に検討したりするなど、本人の将来にわたる支援者としての役割を担っていくことが可能となる。またこのことは本人の急激な生活の変化を避けることができるとともに、親の負担を軽くすることができる。そしてこれらのことは親との複数の成年後見人等だけではなく、第三者後見人等(単独で成年後見人等を行う場合)及び軽度の知的障害者や親が自分自身の将来や親なき後の子どものことを含み任意後見制度を活用する際の共通した支援のあり方につながるものである。

今後、社会福祉士後見人にはこれらの活動とともに、地域における暮らしを継続するための社会資源の開発などを通して、その人らしい暮らしの継続を可能にしていくことが求められているといえる。

〈注〉

- 1) 第三者後見人等とは、親族以外の第三者の成年後見人等である。平成25年1月から同年12月までの1年間における最高裁判所の統計によれば、成年後見人等に配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族が選任されたものが全体の42.2%(前年は約48.5%)を占めている。親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約57.8%(前年は約51.5%)で、その内訳は、弁護士が5870件(前年は4613件)、司法書士が7295件(前年は6382件)、社会福祉士が3332件(前年は3121件)となっている。親族以外の第三者が選任されるケースが年々増加傾向にあり、親族が成年後見人等に選任された数を平成24年に続き上回っている。赤沼康弘 池田恵理子 松井秀樹「Q&A 成年後見実務全書第1巻」民事法研究会 平成27年1月 256ページ
- 2) 北谷は、第三者後見人を立てる理由について、「知的障害者の生活は長期にわたり、親子が一体となって維持してきた生活であり、それは支援を受け取る「子」としてのアイデンティティと、支援を提供する「親」としてのそれに基づく、固定した役割分担によって成立している。そのため、親はケア提供者としての役割喪失を恐れ、他者に本人の支援を求め受けるという関係を築けなくなっていることになる。こうなることで、伝わりにくい曖昧な本人の意思は見過ごされ、本人のニーズと親の希望が過剰に同一視されることで、親の本人に対するパターナリスティックなかかわり正当化されやすくなる。そこで、「親離れ、子離れ」、つまり、親と本人各々の役割を代替・補完するサービスとして他者を家庭に入れることにより、家族関係の再構築(適度な距離感を見出す)が必要になる。親なき後を支えるために後見制度を活用することの意味は、ここにある」と述べている。北谷優輔「知的障害者の親なき後の問題への成年後見制度の活用」立命館法政論集第11号 平成25年1月 169ページ
- 3) 成年後見人等とは、補助人、被補助人、成年後見人を含めている。小林昭彦・大鷹一郎編「わかりやすい新成年後見制度(新版)」有斐閣リブレ 平成16年 25ページ
- 4) 本人とは、被補助人、被保佐人、成年被後見人のことである。小林昭彦・大鷹一郎編「わかりやすい新成年後見制度(新版)」有斐閣リブレ 39 平成16年2月 35ページ

- 5) 「権利擁護センター ばあとなあ」は、公益社団法人日本社会福祉士会が運営しており、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録している。養成研修は都道府県における社会福祉士会が実施する「成年後見人養成支部委託研修」を受講・修了していることである（「成年後見人養成支部委託研修」を毎年度1回(全6日間)実施）。また、受講要件としては(下記の要件をすべて満たすもの)①日本社会福祉士会の正会員であり都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士、②研修修了後権利擁護センターばあとなあに名簿登録し受任できる者、③都道府県社会福祉士会の会長が成年後見活動に資すると認める者、④カリキュラムの全課程を出席できる者、⑤日本社会福祉士会の基礎研修Ⅰを受講済みである者、若しくは2011年度までの旧基礎研修を受講済みである者とされている。日本社会福祉士会ホームページ <http://www.jacsw.or.jp/>
平成27年11月30日参照
- 6) 小賀野晶一・公益社団法人東京社会福祉士会編「社会福祉士がつくる身上監護ハンドブック」2013 民事法研究会 平成25年5月 22ページ
- 7) A県社会福祉士会成年後見・権利擁護事業部ばあとなあが行っている2015(平成27)年8月報告によれば、名簿登録者462名で受任件数925件であり、①法定後見等916件、②任意後見・事務委託契約等9件である。また、20件が複数後見等(後見14件、保佐6件)であり、その複数後見等の相手としては、①親族9件、②弁護士6件、社会福祉士3件、行政書士2件となっている。A県社会福祉士会成年後見・権利擁護事業部ばあとなあ(平成28年1月6日)
- 8) 「前掲注1」 276ページ
- 9) 改正された民法第859条の2では成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めことができる。②家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。③成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その1人に対してすれば足りることが新設された。「前掲注4」 119ページ

〈参考文献〉

- 1) 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート編「市民後見人養成講座1 成年後見制度の位置づけと権利擁護」民事法研究会 平成25年2月
- 2) 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート編「市民後見人養成講座2 市民後見人の基礎知識」民事法研究会 平成25年2月
- 3) 監修額田洋一「制度を理解するために 成年後見制度とは」社会福祉法人東京都社会福祉協議会 平成25年5月